

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、社会からの信頼を獲得し、中長期的に企業価値を高めるべく経営の適法性・透明性および迅速性を確保し、経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。詳細につきましては、後記【原則3-1 情報開示の充実】(ii)に掲載しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

##### 【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式については、取引関係維持・強化や業務提携における事業拡大等の持続的な企業価値向上に資する場合において限定的に保有する方針とし、その判断を定期的、継続的に実施します。その結果は、毎年取締役会で検証されるものとします。

具体的には、個別銘柄毎に、中長期的な観点を踏まえ、保有目的や保有方針との整合性を検証するとともに、配当や関連取引利益・便益を含む関連収益、保有に伴うリスクおよび資本コスト等を総合的に考慮の上保有の適否を判断しております。

議決権行使については、議案毎に、発行企業の企業価値向上および株主としての当社の利益への貢献に資する内容であるか否か等を判断の上、適切に行使用いたします。

##### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員との取引を行う場合には、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおりの体制を整備しております。

・原則として、全ての取締役および執行役員は、職務上の地位を利用して自己もしくは第三者のための取引または競業取引を行ってはならない旨を社内規程において定めております。

・ただし、相当の理由がある場合には、取締役会での承認を要すること、また取引が実行された際には、遅滞なくその取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない旨を社内規程において定めております。

・監査役は、競業取引、利益相反取引、当社がする無償の財産上の利益供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。)および子会社もしくは株主等との通例的でない取引について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する旨を社内規程において定めております。

・当社の役員に対して、毎年度末に関連当事者取引に関する「確認書」の提出を義務付け、取引の事実の有無について取締役会にてモニタリングし、重要性の高い取引がある場合には、会社法および金融商品取引法に則り開示いたします。

なお、当社には、現在、議決権の10%以上を保有する株主は存在しませんが、かかる株主との取引を行う場合には、一般的な取引と同様に、社内規程において定められた決裁基準に基づき取引の要否を判断します。かかる取引のうち重要性の高い取引や通例的でない取引については、事前に取締役会の承認を得ることとします。

##### 【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金制度を保持していることから、積立金運用にあたっては、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、人事面においては年金運用の専門的知見・資質を有する者を任用するよう努めるとともに、運営面においては企業年金運営委員会において運営状況のモニタリングや運営方針の決定等を行っています。

##### 【原則3-1 情報開示の充実】

###### (i)社是、経営理念、長期経営構想、中期経営計画

当社は、社是を「人の和と創意で社会に貢献」としております。また、経営理念を「最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する」、「全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発する」、「人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する」としております。

当社は、2023年の創立100周年に向けたグループの長期経営構想「GReen PRIDE 100」を策定しております。「顧客の期待に応え、信頼・信用され続ける企業グループ」「グローバル市場で存在感を認められる環境企業」「地球環境に貢献する環境ソリューションプロフェッショナル」を実現し、請負工事業から総合エンジニアリング企業へ転換することを企図しております。

長期ビジョン実現に向けた第1ステップ(2014年度～2016年度)を「変革の基礎づくり」とした中期経営計画「iNnovate on 2016」の成果を踏まえ、引き続き、第2ステップ(2017年度～2019年度)を「成長に向けた変革の断行」とする中期経営計画「iNnovate on 2019 just move on!」に取り組んでまいりました。新たに最終ステップ(2020年度～2023年度)としての新中期経営計画を策定し、公表に向けた準備を進めております。

###### (ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「人の和と創意で社会に貢献」を社是とし、自らの企業活動を通じて、株主、従業員、顧客、協力会社、地域社会の各ステークホルダーに貢献するCSR経営を根幹に位置付け、社会から信頼を確保するよう努めます。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

### 1. 株主の権利・平等性の確保

#### (株主の権利確保)

当社は、株主が重要なステークホルダーであると認識し、平等にその権利を行使できるよう環境を整備します。少数株主、外国人株主についても、平等性の確保および適切な権利行使の確保に努めます。

#### (資本政策の基本的な方針)

当社は、安定した財務基盤を確保することにより株主、顧客、取引先をはじめとするステークホルダーからの信用を高めます。同時に、資本の有効活用等、資本の効率性・適切性が重要な課題であることを認識した上で、ROE等を意識した効率的な経営に努めます。

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針として、連結配当性向30%を基準とし、かつ連結純資産配当率(DOE)2%を下限に配当を実施することにしております。

また、当社は配当と自己株式の取得を合わせた総還元の考えを有しており、大型の資金需要がない場合等は、自己株式取得を含めた総還元性向を意識して、株主還元を推進してまいります。

内部留保資金につきましては、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上を目的として、競争力強化のための技術開発や財務体質強化ならびに事業領域拡大等のための業務・資本提携の原資とするともに、株主価値向上を図るための自己株式の取得等について機動的に取り組んでまいります。

## 2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### (経営理念)

当社は、経営理念である「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成と人間尊重」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると考えております。ステークホルダーとの協働を実践するため、経営陣が先頭に立ってステークホルダーの権利、立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めます。

### (サステナビリティ)

当社は、近年のグローバルな社会・環境問題に関する課題意識の高まりを踏まえ、社会的責任を担いつつ企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現に貢献すべくESGを重視した経営に努めます。

企業倫理の徹底をはじめ、公正で透明性の高い経営を推進し、脱炭素をはじめとする環境保全活動ならびに顧客エンゲージメント向上に資する活動を積極的に推進します。

## 3.適切な情報開示と透明性の確保

### (情報開示の充実)

当社は、法令により義務づけられるか否かに必ずしもとらわれることなく、投資家の保護および資本市場の信頼性確保の観点から、適時・適切に情報開示を行うよう努めます。

情報開示にあたっては、当社と株主との間で、建設的な対話を実現するよう、正確さ、分かりやすさに努めます。

### (会計監査人)

会計監査人は、監査役、経理財務部門、内部監査部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、適正な監査を行います。

当社は、会計に影響を与える事象の発生について、速やかに監査法人に報告し、会計処理方針を相談または告知しております。会計監査人は当該事象の正確な背景、事実関係を把握した上で意見形成に努めます。

## 4.取締役会等の責務

### (取締役会の役割・責務)

当社は、取締役会の主要な役割・責務である「企業戦略等の方向性提示」「リスクテイクを支える環境整備の構築」「経営陣・取締役に対する実効性の高い監督」を十分に実行できるよう、任意の委員会の設置等の仕組みを構築し活用してまいります。

また取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行い、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性を確保します。

### (独立社外取締役の活用)

当社は、「経営の監督と執行の分離」を推進し、経営の監督における取締役会の独立性および客観性を確保するため、経営陣から独立した社外取締役の判断を活かしてまいります。

独立社外取締役は、専門分野と豊富な経験と識見を活かして、経営の方針や経営改善について、独立した立場から有用な指摘、意見等を述べていただくことを通じて、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資する審議を行うことが可能と考えております。

### (取締役会の実効性評価)

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、取締役会全体が適切に機能しているか確認いたします。定期的に各取締役、各監査役の自己評価に基づき取締役会全体として実効性について分析・評価を行うとともに、社外取締役および社外監査役から直接当該内容に関する指摘、意見を得て、問題点の改善等、適切な措置を講じます。

本評価の分析結果につきまして、取締役会の意思決定機能・監督機能の向上に活用し、その概要を開示いたします。詳細については、後記【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、その結果の概要の開示】をご参照ください。

## 5.株主との対話

### (株主との対話)

当社は株主の意見に耳を傾け、適切な対応をとっていくことが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると認識しています。そのため、当社は株主との対話や資料の開示等を通じて、株主と建設的な関係を築いていくよう努めます。詳細については、後記【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。

### (i)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および監査役の報酬等については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する独立性・客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、当委員会の過半数は社外取締役で構成することとしており、本報告書提出時点において、指名報酬委員会は7名の委員により構成され、そのうち4名が社外取締役となっております。

当社の取締役の報酬等については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ(動機付け)の一つとして機能する報酬制度とする方針を決議しております。

取締役の報酬構成は、基本報酬、短期(年次)インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度とし、当該方針を考慮した構成割合に設定しております。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および信託型株式報酬制度はございません。

基本報酬は、各取締役の役位に応じて決定される固定報酬としております。

賞与については、2019年4月1日より、単年度業績目標達成等への士気向上を目的として、前年度の業績および役員個人の定性評価(個人別目標達成度合、後継者育成、企業価値向上、SDGsへの取組、取締役会活性化およびコンプライアンス)に応じて、役位別の基準額に対して変動させる仕組みといたしました。

なお、当事業年度に係る賞与の個人別支給額は、各取締役の業績や職務、貢献度を総合的に勘案して決定しております。

また、信託型株式報酬制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的としており、役位に応じて毎年ポイントが付与され、退任時に累計ポイント相当の当社株式が交付されます。執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期(年次)インセンティブとしての賞与、および中長期インセンティブとしての信託型株式報酬制度により構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

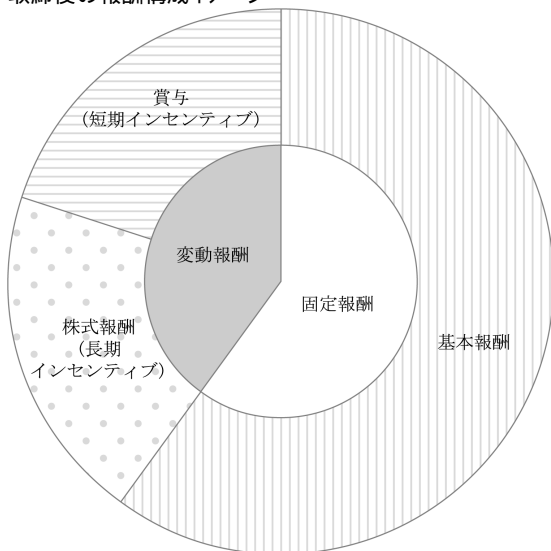
なお、各取締役(社外取締役を除く。)および執行役員は、役員持株会を通じて、任意拠出により、当社株式の取得に努めております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および信託型株式報酬制度等の株式関連報酬はございません。

#### <支給割合の決定に関する方針>

当社は、代表取締役会長および代表取締役社長の報酬額を最上位とし、役位が下がるにつれて、報酬額が逡減いたします。また役位が上がるにつれて基本報酬の割合を減らし、賞与および株式報酬の割合は増やす方針としております。

#### 取締役の報酬構成イメージ



#### < 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日および当該決議の内容 >

##### 1) 取締役

報酬の種類	決議年月日	対象者	金額	決議時の員数
基本報酬および賞与	2010年6月29日	取締役	550百万円以内 (1事業年度)	12名
株式報酬	2018年6月26日	取締役(社外取締役を除く)および執行役員	550百万円以内 (3事業年度)( 1) 119,400株以内 (1事業年度)( 2)	取締役6名、取締役を兼務しない執行役員20名

( 1)2018年度から開始する対象期間につきましては、上記に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として433百万円を上限とする金員を別途拠出しております。

( 2)2018年度から開始する対象期間につきましては、上記に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として144,100株相当の株式交付ポイントを別途付与してあります。

##### 2) 監査役

報酬の種類	決議年月日	対象者	金額	決議時の員数
基本報酬	2018年6月26日	監査役	年額120百万円以内	5名

#### < 最近事業年度における業績連動報酬の決定方法 >

当社は、各取締役の業績や職務、貢献度を総合的に勘案して個人別支給額を決定しております。当事業年度の賞与にかかる指標の目標は、以下のとおりであります。

指標	目標
親会社株主に帰属する当期純利益	12,800百万円
連結売上高当期純利益率	4.0%
連結売上高	320,000百万円

#### (ご参考)

2020年4月1日からの事業年度の賞与につきましては、当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益、連結営業利益、及び連結売上高を基準とし、2020年度実績に対する増減率や各取締役の実績、職務、貢献度を総合的に勘案し、個人支給額を決定いたします。尚、役位別の賞与基準額に対して0%~150%の範囲内で変動する仕組みを取っております。

< 決定権限を有する者の氏名または名称 >

当社は、取締役の報酬額について、指名報酬委員会にて審議した後、取締役会にて決議しております。当該委員会の概要は、2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」)に記載しております。

< 権限の内容・裁量の範囲 >

当社は、種類別の報酬額について、株主総会に基づき定められた種類別の限度額の範囲内で決定しております。基本報酬は、取締役会の決議によって定めた役位別の報酬額に従い決定されますので、代表取締役や指名報酬委員会による裁量の余地は原則としてありません。賞与は、取締役会の決議によって定めた役位別の算定方法に従い報酬額が算出され、報酬額の決定は指名報酬委員会において報酬額の妥当性を検証した後、取締役会で決議されます。株式報酬は、取締役会の決議によって定めた役位別報酬額の算定方法に従い決定されます。

なお、指名報酬委員会で審議する対象者の範囲は、報酬に関しましては、取締役(社外取締役を除く)および執行役員です。

< 決定方針の決定に関与する委員会の手続きの概要 >

指名報酬委員会の事務局は経営企画部に設置し、「指名報酬委員会規程」に則り、会議招集、事前説明等を行います。会議内容は委員長判断で取締役会に報告されます。

< 取締役会および委員会等の活動内容 >

指名報酬委員会は、最近事業年度において計10回開催し、業績連動報酬の算定方法を審議するとともに当社が提示した個人別の支給額案に対し、各個人別に機能発揮状況を勘案し報酬額の妥当性を審議いたしました。取締役会では、当該委員会による審議結果の報告を受けました。

(ii) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名に関する客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会に候補を上程しています。ただし、監査役については、取締役会に候補を上程するに際し、監査役会の同意を得るものとしています。なお、本報告書提出時点において、指名報酬委員会は7名の委員により構成されているところ、4名が独立役員である社外取締役となっております。

取締役候補の指名基準として、事業経営に関する識見を有し、先見性、洞察力、客観的判断力等に優れること、グループの持続的成長と企業価値向上のためリーダーシップを発揮できること、次世代の経営幹部育成に積極的な貢献が見込まれること、品格に優れ、人望厚く、高い倫理観、胆力を有していること、心身ともに健康で業務の遂行に支障がないこと、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。上記基準に加え、社外取締役でない取締役については、担当する分野を担うに値する経験と識見を有するとともに、全体最適の観点から業務執行が可能なバランス感覚とリーダーシップを有することを要件といたします。また、社外取締役については、専門分野や企業経営に関する豊富な経験と識見を活かして、独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たすことを要件としております。なお、独立社外取締役の独立性確保のための基準は、後記「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載しております。

監査役候補の指名基準として、監査役の責務を果たすための資質を有していること、高度な倫理観を有していること、心身ともに健康であること、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。上記基準に加え、社外監査役でない監査役については、当社の事業に関する豊富な経験と識見を有し、適切な監査を行うことが可能であることを要件といたします。また、社外監査役については、専門的見地や企業経営に関する豊富な経験と識見を活かして、独立した立場から適切な監査を行うことが可能であることを要件としております。なお、独立社外監査役の独立性確保のための基準は、後記「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」に記載しております。

執行役員の選任基準として、高い専門性、実績を有し、経営戦略上の重要なマネジメントを担えること、グループの持続的成長と企業価値向上のためリーダーシップを発揮できること、次世代の経営幹部育成に積極的な貢献が見込まれること、品格に優れ、人望厚く、高い倫理観、胆力を有していること、心身ともに健康で業務の遂行に支障がないこと、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。

なお、経営陣幹部が上記の基準に照らし著しく適格性を欠くと認められる場合においては、指名報酬委員会において、解任の審議を行えるものとしています。

(iii) 取締役会が上記(ii)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補の指名に際して、株主総会招集通知において、それぞれ候補者とした理由を記載しております。なお、現在の取締役および監査役を取締役候補者および監査役候補者として指名した際の、個々の指名についての説明は、以下のとおりです。

代表取締役会長CEO 大内 厚

大内 厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長兼社長を歴任し、当社グループの経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮し、経営を担っております。会長CEOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

代表取締役社長COO 社長執行役員 働き方改革担当兼経営企画本部管掌 小島 和人

小島 和人氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの中期経営計画・年度経営計画の策定、機構改革、ESG・SDGsを意識した経営企画業務を通じて執行責任を果たしてきました。社長COOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐兼海外関係会社担当兼営業本部管掌 高原 長一

高原 長一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。副社長として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役CFO 専務執行役員 不動産事業開発部管掌 原 芳幸

原 芳幸氏は、金融機関での勤務を通じ、財務・金融等における高い識見を有しております。また、当社グループのコーポレートガバナンスならびに経営基盤の強化に向けて、経理・財務、企画関連業務の執行責任を果たしてきました。CFOとして、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員 技術担当兼研究開発本部管掌兼環境事業開発部管掌 山分 弘史

山分 弘史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、当社グループの建築設備の技術的成長に寄与する新技術の開発ならびに新たな収益基盤の創出に向けて執行責任を果たしてきました。研究開発を含む技術担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員 事業品質・環境・安全担当兼国内関係会社担当兼事業統括本部管掌 神谷 忠史

神谷 忠史氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、空調設備事業の事業統括および生産性の向上を通じて執行責任を果たしてきました。コアビジネスの事業統括を含む品質・環境・安全担当として、当社グループの、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員 コンプライアンス担当兼コーポレート本部管掌兼業務刷新本部管掌 横手 敏一

横手 敏一氏は、空調設備事業の執行を通じて、当社グループの事業に関し、豊富な経験と建築設備の設計・施工等における高い識見を有しております。また、人事・総務・経理財務・法務関連業務の担当役員として経営基盤の強化を通じて執行責任を果たしてきました。経営管理全般を含むコンプライアンス担当として、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、ならびに取締役会の活性化と機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役 松永 和夫

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

取締役 藪中 三十二

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

取締役 藤村 潔

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

取締役 関 葉子

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

常勤監査役 山本 幸利

山本 幸利氏は、当社における施工、技術行政等技術全般、および総務人事等の管理全般に関する識見を活かすことにより、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

常勤監査役 近藤 邦弘

近藤 邦弘氏は、金融機関勤務における財務および会計等に関する豊富な経験と識見を有しております。また、当社入社以来、当社東京本店副本店長、営業本部副本部長等を務めており、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

監査役 伊藤 鉄男

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

監査役 瀬山 雅博

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

監査役 藤原 万喜夫

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」において、取締役会、経営会議で審議する事項等を定めています。

取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、経営に関する基本方針、その他の重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、代表取締役、その他の取締役の職務の執行を監督し、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。なお、取締役会決議事項については、重要な財産の処分・譲受けや多額の借財等に関して一定の定量基準を定めるなどして、手続を明確化しております。

経営会議は、社長、副社長、本部長および社外取締役を除く取締役により構成され、経営に関する重要な事項の審議の充実と経営資源配分の意思決定迅速化を図っており、経営会議で経営に関する重要な事項を審議した上で、取締役会への付議を決議します。経営資源配分に係る事項については、当会議にて決議の上、取締役会に報告しております。なお、経営資源配分に係る事項については、固定有形資産の取得等の項目毎に定量的な決裁基準を定めるなどして、手続を明確化しております。

【補充原則4-1-3 取締役CEOの後継者計画】

取締役CEOによる後継者への承継の透明性及び客観性を確保するため、取締役CEO後継者計画において、後継者の育成方針や育成計画、その進捗状況等を指名報酬委員会に報告し、審議を行うこととしております。取締役CEOはその交代に際し最適と認める者を後継候補として指名報酬委員会に発議し、同委員会において審議した上、審議結果を取締役に報告するものとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役11名のうち4名を独立社外取締役として選任しております。

独立社外取締役は、取締役会や指名報酬委員会等にて、専門分野や企業経営に関する豊富な経験と高い識見を活かして、独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりです。

社外役員の独立性に関する基準

1.当社を主要な取引先(注)とする者またはその業務執行者でないこと

(注)当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度(以下「対象事業年度」という。)における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。

2.当社の主要な取引先(注)またはその業務執行者でないこと

(注)当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度(以下「対象事業年度」という。)における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。



3.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)でないこと

(注)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。

4.最近において次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者でないこと

- (1) 1.2.または3.に掲げる者
- (2) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- (3) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (4) 当社の兄弟会社の業務執行者

5.次の(1)から(8)までのいずれかに該当する者(重要(注)でない者を除く。)の近親者(注)でないこと

- (1) 1.から前4..に掲げる者
- (2) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

- (3) 当社の子会社の業務執行者
- (4) 当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (5) 当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- (6) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
- (7) 当社の兄弟会社の業務執行者

(8)最近において前(3)、(4)または上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)「重要な」者とは、1.または2.の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、3.の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。そのためには、活発な審議と迅速な意思決定を、適切な人数により構成され、多様性を有する取締役会において行うことが必要と考えております。業務執行取締役は各専門分野における豊富な経験と識見を有するとともに全体最適の観点から業務執行が可能なバランス感覚とリーダーシップを有するメンバーで構成することが必要と考えております。他方、社外役員については、社外取締役は専門分野と豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、また、社外監査役は専門的見地や経営に関する豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、それぞれ有用な指摘、意見を述べていただくことを通じて、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資する審議を行うことが可能と考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任の状況】

社外取締役および社外監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社が委嘱する役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を振り向けていただけることを確認しております。また、取締役会・監査役会の日程については、あらかじめ確認および調整を行い、出席率向上のための環境整備に努めております。重要な兼職の状況につきましては、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書等において開示しております。なお、社外取締役でない取締役および社外監査役でない監査役につきましては、重要な兼職はありません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、その結果の概要の開示】

当社は、取締役会の有効性・実効性を担保するために、毎年、各取締役、各監査役の自己評価に基づき取締役会の実効性評価を実施しております。

各取締役、各監査役は、「自己評価表」に基づき、自己評価を行い、その結果については、代表取締役および社外役員が協議をしたうえで、取締役会で分析・評価しております。

当該分析・評価の結果の概要は次のとおりであり、取締役会全体の有効性・実効性は確保されているものと判断いたします。本結果を踏まえ、更なる取締役会の監督機能および意思決定機能の向上に努めてまいります。

・取締役会の傘下にある経営会議および内部統制委員会にて更なる審議の充実および内部統制の強化を推進した結果、取締役会の責務である実効性の高い監督とリスク管理体制の適切な整備は、継続して果たされていることが確認されました。

・取締役会において自由闊達な議論が行われ、十分な検討が行われている等、活性化していることが認められました。また、より多面的な議論を深め、中長期的な経営の方向性に関する議論を一層充実させていくべきとの意見が存しました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に求められる事項は、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識といった当社特有の事項と、取締役および監査役に求められる役割と法的責任を含む責務といった一般事項に大きく区別できると考えております。

業務執行取締役は、毎年、経営課題検討会による議論等を通じて、当社の事業・財務・組織等、全般に関する理解深耕に努めております。また、業務執行取締役および社外監査役でない監査役は、社外専門家による研修を受講すること等により、取締役または監査役に求められる役割と責務の理解に努めております。

社外取締役および社外監査役に対しては、就任の際および必要に応じて、当社の事業・財務・組織等に関する説明を行うこととし、当社の社外取締役または社外監査役として必要な知識の習得を促し、その求められる役割を果たしうる環境の整備に努めております。

また、個々の取締役および監査役に必要な知識の習得や適切な更新等の機会の提供・斡旋、ならびに必要な費用の支援を行っております。なお、業務執行取締役については、トレーニングの状況を定期的に取締役会において確認することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株式市場に対する説明・建設的な対話の機会を持ち、当社の経営に対する理解促進に努めております。引き続き、対話を通じて得た情報は、社内において共有を図るとともに必要に応じて反映することを検討してまいります。

(i)株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主との対話を統括する者を社長執行役員とし、情報取扱責任者をコーポレート本部長、適時情報開示担当者を広報部門長、有価証券報告書等担当者を経理財務部門長としております(本報告書末尾「適時開示体制の概要についての模式図」に記載しております。)

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

上記の部門は、いずれも経営企画本部およびコーポレート本部に所属する部門であり、定例会議その他の機会において日常的に情報・課題を共有し、連携を図るとともに、適切な対応に努めております。

(iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み  
年2回の決算説明会に加え、適宜、投資家説明会等の対話の機会を企画、開催しております。また、外部の投資家向けイベントに参加しております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策  
取締役や経営陣幹部は、投資家説明会への出席やアナリストレポートの展開等により直接的に情報を入手するほか、定期および必要に応じて担当部門から報告を受けることとしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策  
当社は、インサイダー取引の未然防止の観点から、金融商品取引法その他の関連法規や内部情報の管理等に関して定めた「内部者取引管理規則」の遵守を徹底しております。また、対話に際しては、インサイダー情報を伝達したとの嫌疑がなされないよう情報の管理に努めるとともに、選別的でなく公平な情報開示を行っております。また、決算期(四半期・通期)末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」に設定しております。なお、インサイダー取引の未然防止に関する知識について、習得と更新教育を行っております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	4,560,540	6.49
第一生命保険(株)	4,231,587	6.02
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	3,561,600	5.07
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,354,300	4.77
高砂熱学従業員持株会	3,247,394	4.62
高砂共栄会	2,627,071	3.74
(株)三菱UFJ銀行	1,892,246	2.69
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,366,864	1.94
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,307,439	1.86
(株)みずほ銀行	1,210,092	1.72

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

### 補足説明

(注) 持株比率は、自己株式(9,534千株)を控除して計算しています。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松永 和夫	その他													
藪中 三十二	その他													
藤村 潔	他の会社の出身者													
関 葉子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------



松永 和夫		<p>社外取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に關与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
藪中 三十二		<p>社外取締役の藪中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に關与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
藤村 潔		<p>社外取締役の藤村潔氏は、三菱商事(株)の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02% (小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の藤村潔氏は、三菱商事(株)の取締役およびCIOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
関 葉子			<p>関葉子氏は、弁護士および公認会計士としての豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に關与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt; 独立役員に指定した理由 &gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	3	4	0	0	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	7	0	3	4	0	0	その他

補足説明

当社は、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役候補の指名ならびに取締役の報酬等を決定いたします。委員長は、委員の互選により選任します。社外取締役である委員については、独立した立場から有用な指摘、意見をいただき、客観性・透明性を高めることが期待されています。なお、委員会は1事業年度に1回以上開催することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	5名
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年度初めに監査体制・監査計画等について協議を行い、会計監査人有限責任あずさ監査法人から定期的に監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の実施する監査への立会いを行っております。監査役は、会計監査人と情報・意見交換などの連携を図ることにより、監査の実効性を高めております。また、監査役は、内部監査室から、定期および随時に、監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、情報の共有を通じて相互の連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 鉄男	弁護士													
瀬山 雅博	他の会社の出身者													
藤原 万喜夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 鉄男			<p>社外監査役の伊藤鉄男氏は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
瀬山 雅博		<p>社外監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は1.09%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
藤原 万喜夫		<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は東京電力(株)(現 東京電力ホールディングス(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.02%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)(現 東京電力ホールディングス(株))における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>&lt;独立役員に指定した理由&gt;</p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	7名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針につきまして、当社は東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインにおいて定められている独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。かかる社外役員の独立性判断基準は、前記【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、2018年6月26日開催の第138回定時株主総会の承認を得て、社外取締役を除く取締役に対し、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代えて、信託型株式報酬制度の導入を決議しております。

同制度は、連続する3事業年度を対象期間、当社の取締役(社外取締役および国外居住者を除く。)、委任契約を締結している執行役員(国外居住者を除く。 )および委任契約を締結している理事(国外居住者を除く。)、当社の一部の連結子会社3社の取締役(社外取締役および国外居住者を除く。 )を対象者とし、当社は対象期間である3事業年度ごとに、550百万円を上限とする金員を拠出するもので、その間の役位に応じてポイントが付与され、退任時に、ポイントの累積値に応じて当社株式が付与されます。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年度・2019年4月1日～2020年3月31日 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬(百万円)	賞与(百万円)	株式報酬(百万円)	
取締役(社外取締役を除く)	348	225	60	62	9
社外取締役	45	45	-	-	4
監査役(社外監査役を除く)	53	53	-	-	2
社外監査役	47	47	-	-	3
合計	493	371	60	62	18

- (注)1 上記の取締役及び監査役の支給人数には、2019年6月26日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(社外取締役を除く)2名を含んでおります。  
 2 上記の株式報酬の額は、役員報酬BIP信託制度のもとで当事業年度において株式給付引当金繰入額として計上した額であります。  
 3 役員報酬BIP信託は、第130回定時株主総会決議による取締役の報酬限度額550百万円とは別枠であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および信託型株式報酬により構成されております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与および信託型株式報酬等の株式関連報酬はございません。

詳細につきましては、前記「原則3-1 情報開示の充実」( )「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、主として経営企画本部およびコーポレート本部担当者から適宜情報伝達等を受けているほか、取締役会の開催に際して、議案に関する資料などについて事前説明を受けております。また、社外監査役は、各部門の担当者から直接情報伝達等を受けているほか、通常は、取締役会に先立ち開催される監査役会においても、主として常勤監査役から議案に関する資料などについて事前説明を受けております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名



## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、「取締役会」および「監査役会」を設置しております。また、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。

取締役会は、現在11名(うち4名は社外取締役)で構成されており、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。取締役会は法令・定款に定められた事項のほか、取締役会規則に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。

取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は、独立した立場から有用な指摘、意見を、また、社外監査役は、客観的・専門的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、それぞれ取締役会に出席し、社外役員に期待される役割を果たすよう努めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。

なお、当社は、社外取締役4名との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかった時は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。

監査役会は、現在5名(うち3名は社外監査役)で構成されており、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。監査役会は監査結果の取締役会への報告など取締役の執行状況の監督を行っております。

このほか、経営に関する重要な事項の審議の充実と経営資源配分の意思決定迅速化を図るため、取締役社長、取締役副社長、本部長および社外取締役を除く取締役により構成する「経営会議」を設置しております。加えて、当社および当社企業集団の内部統制システムの整備および運営を横断的に推進するために、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、コンプライアンス担当役員、本部長ならびに関係部室長等で構成する「内部統制委員会」を設置し、当社グループの内部統制システムの整備および整備状況を踏まえた内部統制システムに関する基本方針改廃の審議、取締役会への上程や内部統制委員会ならびに当社グループのコンプライアンス推進およびリスク管理に係る運営体制、当社のコンプライアンスおよびリスク管理に係る規程の改廃、当社のコンプライアンスおよびリスク管理に係る年度活動方針等の決議、取締役会への報告等を実施しております。

また、取締役会に諮問する任意の機関として代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する「指名報酬委員会」を設置し、当社ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員の新任、再任、解任の審議、取締役会への推薦(ただし、監査役の新任、再任については監査役会の同意を要す)および当社ならびに子会社の取締役および執行役員の報酬を審議するほか、取締役CEOが策定する「取締役CEO後継の計画」の策定方針や進捗を確認しております。

さらには、取締役会に諮問する任意の機関として、代表取締役および社外取締役・社外監査役により構成される「アドバイザリー会議」を設置し、取締役会全体の構成バランスの検討、実効性の分析と評価、取締役・監査役のトレーニング方針と情報提供の確認を実施する等、取締役会の活性化に寄与しています。

上記の体制の構成員の氏名は下図のとおりです。

役職名	氏名	取締役会	経営会議	監査役会	指名報酬委員会	内部統制委員会	アドバイザリー会議
代表取締役会長CEO	大内 厚		○		○	○	
代表取締役社長COO 社長執行役員	小島 和人	○			○		○
取締役副社長 副社長執行役員	高原 長一	○	○		○	○	○
取締役CFO 専務執行役員	原 芳幸	○	○			○	
取締役常務執行役員	山分 弘史	○	○			○	
取締役常務執行役員	神谷 忠史	○	○			○	
取締役常務執行役員	横手 敏一	○	○			○	
社外取締役	松永 和夫	○			○		○
社外取締役	藪中 三十二	○			○		○
社外取締役	藤村 潔	○			○		○
社外取締役	関 葉子	○			○		○
常勤監査役	山本 幸利						
常勤監査役	近藤 邦弘			○			
社外監査役	伊藤 鉄男			○			○
社外監査役	瀬山 雅博			○			○
社外監査役	藤原 万喜夫			○			○

○…設置機関の構成員、 …設置機関の長 長については互選

上記に加え、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

#### (1) 監査役

当社の監査役は現在5名(うち3名は社外監査役)で構成されております。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しており、また、会計監査人および内部監査部門と連携をとるなど、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。子会社については、子会社の取締役および監査役等と、グループ経営会議、グループ監査役会等において情報交換を行い、連携を図っております。弁護士である社外監査役1名を含む社外監査役は、いずれも独立した立場から情報の入手と提供を行い、ともに外部の視点からの監視に努めております。一方、常勤監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監視を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。

なお、当社は、社外監査役3名との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がなかった時は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、損害賠償責任を負担する責任限定契約を締結しております。

#### (2) 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室(スタッフ6名)を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性や効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。また、子会社については必要に応じて情報交換等を行っております。内部監査室は、監査結果を代表取締役社長COOに報告するとともに、必要な措置および改善の実施状況の確認を行っております。また、当社および重要な連結子会社の財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っております。監査役および会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

#### (3) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、金塚厚樹氏、木村純一氏であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。それぞれの継続監査年数は、金塚厚樹氏が3年、木村純一氏が4年であります。また、その補助者は公認会計士6名、その他6名であります。

監査法人の選定については、会計監査人としての品質管理体制、独立性及び専門性等を総合的に勘案して決定しております。

監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の再任手続きの過程で、有限責任あずさ監査法人から品質管理体制や監査計画、監査状況の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴取を行い、当監査法人による監査が適切に行われていることを確認しております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在、当社は、取締役11名のうち4名を社外取締役としております。社外取締役は、その豊富な経験および識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な視点から、助言機能および経営の監督機能を果たしております。また、当社は、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。各社外監査役は、独立した立場および外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行っております。当社としては、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の4週間前または5月末日を目途に、早期発送に努めております。しかし、2020年3月期においては連結決算の確定遅延のため、招集通知の発送が6月12日となりました。(6月29日株主総会開催)
その他	株主総会招集通知を発送する前に、当該招集通知(一部内容の英訳を含む)および独立役員届出書を東京証券取引所に開示するとともに、当社のウェブサイトに掲載しております。また、電子投票制度を採用するとともに、機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。 2020年6月12日:株主総会招集通知(一部内容の英訳を含む)および独立役員届出書を東京証券取引所に開示するとともに、当社ウェブサイトに掲載 2020年6月12日:株主総会招集通知発送 2020年6月29日:株主総会開催日

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに「ディスクロージャーポリシー(情報開示規程)」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月・11月)、決算概要・経営計画の実施状況・今後の見通しなどを説明しております。証券アナリストおよびファンドマネージャー等、約50名が参加しております。2020年3月期は新型コロナウイルス感染症の影響により、5月の説明会は開催を中止しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、決算参考データ資料、中期経営計画等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部(連絡担当者:広報部長)	
その他	年2回程度、個人投資家向けのIRイベントに参加しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRに関する規程を作成しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はCSR経営推進の一環として、2012年4月に「CSR活動計画」を策定し、「CSR経営を社業と一体のものとして経営の根幹に位置づけ、良き企業市民として社会的責任を担いつつ企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現を目指す」ことをCSRの基本的な考え方とし、強化しております。そのほか、2012年4月に「環境基本規程」を制定し、エネルギー・資源の有効利用および環境負荷低減技術の開発ならびに利用を推進する環境保全活動に取り組んでおります。なお、当該活動については「CSR報告書」として取りまとめ、当社ウェブサイト等にて公開しております。なお、「CSR報告書」は、2017年から「統合報告書」に改編しております。2020年4月からは様々なステークホルダーからの要請が高まるESGへのコミットメント強化に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株式会社東京証券取引所の上場規程等において定める基準に従い適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努め情報を開示しております。また、基準に該当しない情報についても、投資者の判断に資すると判断した情報は積極的に開示する方針としております。

その他

現状、当社の取締役11名および監査役5名は、男性15名女性1名で構成されております。今後、当社の取締役および監査役に相応しい人材が存するときは、性別にかかわらず候補者として検討してまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議し、その後適宜見直しを行っており、2020年6月29日時点の概要は、以下のとおりであります。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

##### 【体制の概要】

コンプライアンス担当役員を任命するとともに、推進部署であるコンプライアンス室を設置し、相談・通報窓口など内部通報制度の適切な運営を図るとともに、重要な推進テーマに対してはコンプライアンス・プログラムを設定し、これらをコンプライアンス委員会にてPDCA管理するなど、コンプライアンスの実践・向上に期する体制確保に努めます。

当社グループ役員職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、かかる役員職員の各層、また取締役および使用人の各層、各業務に応じ、コンプライアンスに関する研修等を継続的に実施するなどして、コンプライアンスの徹底を図ります。

当社外の実務での豊富な経験や識見を有する社外取締役の選任し、業務執行に対する多様な視点からの指導・監督を強化致します。

##### 【2019年度における運用状況の概要】

コンプライアンス委員会を5回開催し、企業倫理の徹底を図るとともに、コンプライアンス室からのコンプライアンスに関する情報の発信、相談・通報窓口の周知を図るなど、コンプライアンス体制を整備し、推進しております。

グループ行動指針を小冊子にまとめ、役員職員の配付して各人・各職場で周知と活用を促すほか、eラーニングや支店巡回などによる各種の研修・指導においても、グループ行動指針の個々のテーマに関連付けて説明するなど、その浸透・定着に努めております。特に、独占禁止法違反の再発防止に関しましては、全役員職員の対象としたeラーニングによる研修を実施し、グループ行動指針と併せて再発防止策の徹底および風化・形骸化防止を図っております。このほか、内部通報制度を継続的に周知し利用促進を図るなど、日常業務におけるPDCA活動によるコンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

13回開催した取締役会においては、取締役の職務執行の適法性および適正性を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場から当社の経営に有用な指摘、意見を述べるなど、引き続き、経営の監督とチェック機能の強化に努めております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

##### 【体制の概要】

取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決議文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社則に従い、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行います。また、情報セキュリティ基本方針を定め、これを周知して、情報漏洩防止の徹底に努めます。

##### 【2019年度における運用状況の概要】

取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決議文書その他の取締役の職務の執行に係る情報につきまじ、文書または電磁的媒体に記録するとともに、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ方針を周知するとともに、情報管理規則を制定する等情報漏洩対策の徹底に取り組んでおります。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

##### 【体制の概要】

リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するため、管理・営業・技術部門を含む部門横断的なリスク管理委員会を設置し、主要関係会社を含めたリスクの洗い出し・評価と重要なリスクへの対策を行うことを通じて、未然防止およびリスク縮減活動を推進しております。

危機管理規程を定め、重大なリスクが顕在化した場合には、迅速かつ適切な対応を行う全社的な危機管理会議を招集・開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備します。

大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。

品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、前述のリスクの洗い出し・評価において、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備します。

##### 【2019年度における運用状況の概要】

リスク管理については、リスク管理規程に則り、リスク管理委員会を5回開催し、リスクの洗い出しを行った上で、リスク度に応じ対象となるリスクの低減策に関しPDCA管理を行い、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備・運営しております。

危機管理規程を定め、不測の事態においても的確に対応できる体制を整備・運営しております。

実効的な訓練の実施を通じた定期的な事業継続計画(BCP)の見直しを行い、震災等への対応力の強化を図っております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止への対応として、対策本部を設置し、各支店と綿密に連携し、BCP対応を実施しております。

機能別リスクについては、対応する部門を定めるとともに、定期的に経営への影響度や発生の可能性を評価し、適宜、予防方法および対処方法を図るなど、適切なリスク管理体制に努めております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### 【体制の概要】

取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進します。

意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備し、適宜見直しを行います。

##### 【2019年度における運用状況の概要】

取締役会の運営体制の見直しの一環として、金額的に軽微な財産または譲受など一定程度の事項について委任された経営会議で、常勤監査役も参加の上、迅速かつ効率的な執行を展開するとともに、重要な案件については、適宜、取締役会に報告しております。本年度も経営会議への委任事項の範囲を拡大するとともに、経営の監督機能を充実するなど、監督と執行をバランスよく発展させ、迅速かつ効率的な経営を推進しております。

社内組織の変更、業務分掌規程および職務権限規程などの各種規程、決裁基準等は、都度見直しして改正し、速やかな事業戦略の展開を図るべく体制を整備し、運営しております。

#### (5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

#### 【体制の概要】

子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、当社内に経営管理の所管部を置き、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備しています。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めています。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めています。

当社と基本的な考え方を共有するため、基本的な行動基準を定めたグループ行動指針を定めるほか、子会社各社の社内規程を整備することにより企業集団としてのリスク管理体制や危機管理体制、内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を適切に運用しております。

内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視します。

監査役は、子会社に対し、業務執行状況を定期的に監査します。

財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備します。

#### 【2019年度における運用状況の概要】

当社の国内グループ会社社長が出席するグループ経営会議を3回開催し、当会議を通じ、グループ会社および当社国内グループ事業統括部から報告を受けております。国際事業については、海外グループ会社社長が出席する海外グループ会社社長会議を4回開催するとともに、適宜、海外グループ会社および当社国際事業部から報告を受けております。特に、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規程その他関連規程に基づいて承認を受けることとしております。

各言語別のグループ企業倫理綱領を作成し社員に配付する等、グループ役職員の基本的な行動指針(規程)を国内外子会社にも展開し、当社(親会社)同様の周知・普及に努めております。また、定期的にリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会で子会社のリスク管理・コンプライアンスの状況を把握・管理しております。内部通報制度では、各社における通報体制の整備のみならず、当社への直接の通報ルートも確保し運営しております。

内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施しております。また、各社へは当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正確保に努めております。

監査役は、子会社に対する実地監査を実施し、重要書類の確認、主要な役職員から業務執行状況のヒアリングを行っております。また、国内グループ監査役会にて、グループ会社監査役から、監査方針、監査実績等について報告を受け、状況を把握しております。

内部監査室は、経理財務部門と連携し、各グループ会社に対して財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査を実施して内部統制の体制を整備しております。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

#### 【体制の概要】

業務執行機能から独立した専任の使用人で構成した監査役室を設置し、監査役の職務における補助機能を果たします。また、監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権は監査役に属するものとします。このため、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社運用ルールに則って運営します。

#### 【2019年度における運用状況の概要】

監査役室を設置し監査役の職務を補助するための専任の使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行しております。なお、当該使用人に対する人事評価・異動・懲戒をはじめ、その他人事に関する事項は監査役と協議の上、当社ルールに則って運営しております。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

#### 【体制の概要】

取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制とします。また、取締役会ほか重要な会議への監査役の出席権限を確保し、日頃より監査役が執行状況を把握しやすいような体制をとります。

#### 【2019年度における運用状況の概要】

監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社における著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備・運用しております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

#### 【体制の概要】

監査役監査環境整備規程にて、前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう明確化します。

#### 【2019年度における運用状況の概要】

監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、規程により体制を整備・運用しております。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

#### 【体制の概要】

監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保します。

#### 【2019年度における運用状況の概要】

監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払い、また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保しております。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

#### 【体制の概要】

監査役会は、社外監査役にて、その過半を確保します。

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会・経営会議等重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事務所への往査を実施します。また監査役は代表取締役と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図ります。

監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。

【2019年度における運用状況の概要】

監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、過半を確保しております。

監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しております。また、代表取締役と定期会合を持ち、意見交換を行うことにより、相互の意思疎通を図っております。

監査役と内部監査室および会計監査人は、定期的に監査の状況について報告し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【体制の概要】

反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備します。

【2019年度における運用状況の概要】

グループ行動指針にて反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定めており、周知を徹底しています。また、外部専門機関との連携を図り、実践的対応が可能な社内体制を整備・運用しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

---

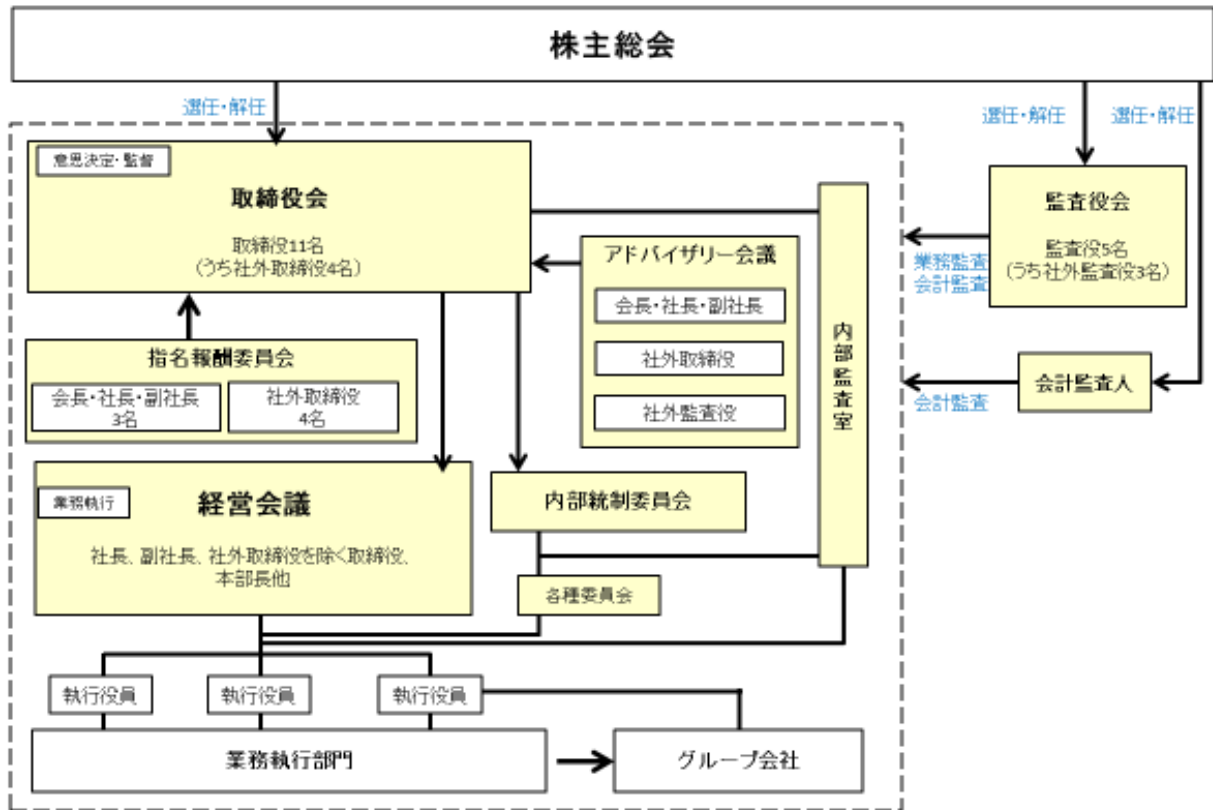
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

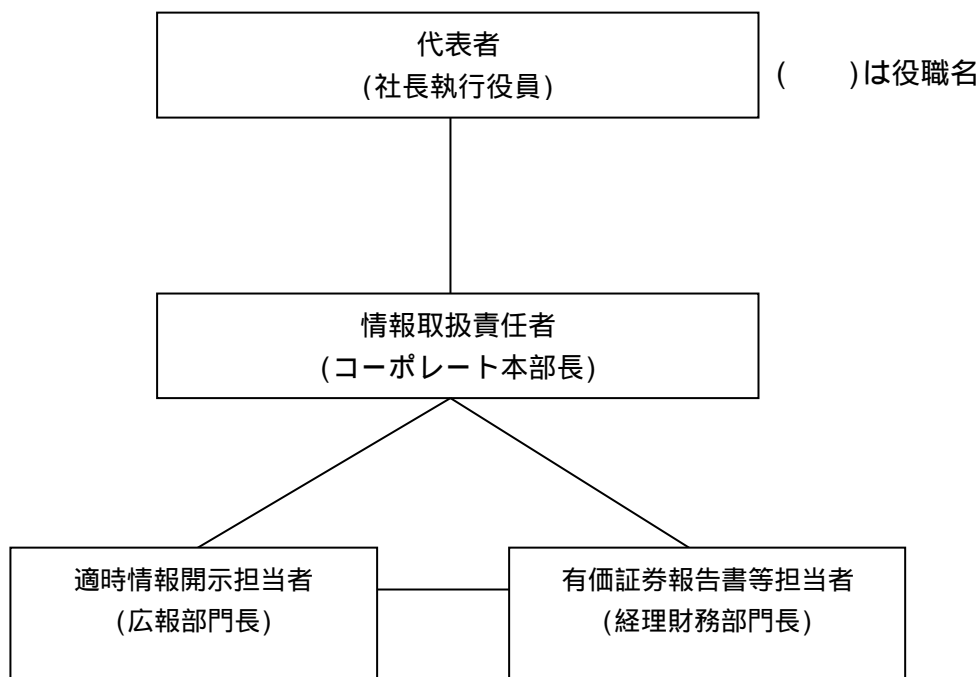
コーポレート・ガバナンス体制についての模式図および適時開示体制の概要についての模式図は、以下の通りです。



【模式図】



【適時開示体制の概要についての模式図】



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

- (1) 代表者および情報取扱責任者は、開示すべき情報の適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努めております。また、適宜、経営会議および取締役会において審議、報告を行っております。
- (2) 適時情報開示担当者は、平素より適時開示規則および関連法規の遵守はもとより、関係部門から迅速かつ網羅的に情報を収集しつつ業務を遂行しております。また、他社開示例を参照するなど、適切な開示資料の作成および情報開示の充実に努めております。
- (3) 監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。また、必要に応じて第三者専門家の意見等を取得しております。
- (4) 社則において「内部者取引管理規則」、「ディスクロージャーポリシー（情報開示規程）」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した「グループ企業倫理綱領」を定めるなど、関係会社を含めて内部者取引の未然防止およびフェア・ディスクロージャー・ルールの遵守に努めております。

以上